

八王子市手話通訳者・要約筆記者派遣事業実施要綱

平成19年4月1日
施行
平成21年4月1日
改正
平成21年9月1日
改正
平成22年4月1日
改正
平成25年4月1日
改正
平成26年4月1日
改正
平成31年4月1日
改正

(目的)

第1条 八王子市障害者地域生活支援事業実施要綱第3条第2号に規定するコミュニケーション支援事業のうち、八王子市手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実施に関し、必要な事項を定めることにより、事業の円滑な実施を図り、聴覚障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は八王子市とする。ただし、事業の全部または一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

(事業内容)

第3条 聴覚、言語機能、音声機能の障害のため、意思の疎通に支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）に対し、仲介する手話通訳者または要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者等とその他の者との意思の疎通を円滑にする。

(派遣対象者)

第4条 この事業において手話通訳者または要約筆記者の派遣を受けることのできる者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者等で、八王子市に住所を有する者をいう。

(事業実施者への提供及び取り扱い)

第5条 市は事業の全部または一部を団体等に委託して実施した場合、前条の派遣対象者の名簿を事業実施者に提供する。

2 事業実施者は名簿の取り扱いには十分に注意し、事業目的外の使用をしてはならない。

(派遣の範囲)

第6条 手話通訳者または要約筆記者の派遣は、派遣を受ける聴覚障害者等及び八王子市聴覚障害者協会、八王子中途失聴・難聴者友の会が組織として定期的な会の運営に係る会議等に参加するとき限り団体からの申請に基づいて行う。または、市が主催する事業等への派遣については、主催する所管課からの申請に基づいて行う。ただし、派遣申請の理由が次の各号のいずれかに該当するときは、派遣は行わないものとするが、市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 営利に関するもの

(2) 宗教・政治活動に関するもの

(3) 一件につき5時間を超え、かつ週3回以上行われるもの

ただし、健康・医療及び冠婚葬祭に関するもの、市主催の行事に関するものを除く

(派遣手続)

第7条 手話通訳者または要約筆記者の派遣を必要とする聴覚障害者等及び八王子市聴覚障害者協会、八王子中途失聴・難聴者友の会は、原則7日前までに事業実施者に申請するものとする。ただし、緊急時にはこの限りではない。

2 事業実施者は前項の申請に基づき、前条に規定する範囲に照らし、手話通訳者または要約筆記者

を派遣するものとする。

(派遣費の支払)

第8条 事業実施者は、毎月の派遣実績報告書及び請求書を翌月10日までに市長に提出することにより、派遣費の請求を行うものとする。

2 市は、前項の請求書を受理したときは内容を審査し、適当と認めるときは、請求のあった月の月末までに派遣費を支払うものとする。

(費用及び利用者負担)

第9条 八王子市障害者地域生活支援事業実施要綱第4条の規定にかかわらず、市は別表1に定める費用の百分の百に相当する額を事業実施者に支払うこととし、利用者負担は無料とする。

ただし、原則として4人以上の聴覚障害者等のうち、東京都内の八王子市外に住所を有する者を含むグループに対し全体投影方式による要約筆記者を派遣する場合（以下「グループ派遣」という。）に限り、別表2に定める費用のうち、利用した聴覚障害者等に占める八王子市の聴覚障害者等の割合を乗じた額（円未満切り上げ）を事業実施者に支払うこととし、利用者負担は無料とする。

2 グループ派遣が出来るのは、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 手話を理解できない者

(2) 障害者本人の社会参加のための自主的活動であること

(事業従事者の責務)

第10条 事業従事者は、聴覚障害者等の人格を尊重するとともにその業務に関して知り得た情報を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。